奈良県モバイルワーク環境構築・運用業務に係る質問及び回答

項番	種別	頁	項目	質問内容	回答
1	入札説明書	3	競争入札に参加する者に必要な資格	(1)に地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。(共同企業体の場合にあっては、共同企業体を構成する事業者のいずれもが該当すること。) と、矛盾しているように思えるが、どのように解釈すれば良いか。	共同企業体の場合にあっては、構成する事業者のいずれもが地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であることとする。
2	入札説明書	10	提案書について	入札説明書には、正本1部、副本11部、付属資料12部を提出して下さいと記載してある。 提案書作成要領には、専門用語集12部、カタログ2部、類似業務実績の契約書の写し1部提出と記載してある。 付属資料は15部という事で良いか。	付属資料は、専門用語集12部、カタログ2部、類似業務実績の契約書の写し1部の提出で良い。
3	入札説明書	10	提案書について	提案書作成要領に記載してある付属資料について、正本、副本とは別に綴じて提出するのか。	専門用語集については、正本、副本に綴じても良い。 カタログ、類似業務実績の契約書の写しについては、別綴じとすること。
4	入札説明書	13	落札の通知及び公表	落札の結果はいつ頃わかるのか。	選定評価委員会の開催にもよるが、1週間程度で通知できると考えている。
5	入札説明書	19	その他	質問をメールで行うのは可能か。	標的型メール対策としてメールアドレスを公表できないため、メールでの質問は受ける事ができない。
6	入札説明書	19	その他	FAXが利用できない場合は、どのようにして質問すれば良いか。	直接持参しても構わない。
7	入札説明書	11	選定評価委員会による質疑応答の実施	プレゼンでの説明は禁止という事だが、質問に対する回答のみという認識で良いか。	質問の内容については事前に連絡し、その質問に対して回答を頂く。回答に対して質問する場合もある。
8	提案書作成要領	4	付属資料提出上の留意事項	専門用語集はページ数にカウントされないとの認識で良いか。	その通り。